



# 謹賀新年



市民の皆様のご多幸を  
心からお祈り申し上げます。

平成22年度12月補正予算総額13億794万2000円。(追加補正含む)

## 国の円高・デフレ対応で普通交付税追加される

農業集落排水事業特別会計補正額2億764万2000円。工事進捗に加速を期待！

12月2日開会された平成22年12月市議会定例会は、条例案3件、単行議案2件、予算案8件、報告3件の合計16件の議案が提出されました。

一般質問は、8日から始まり、16名の議員が3日間にわたり熱い議論を展開しました。(詳細は8ページから)

条例案は、白河市産業プラザ条例・白河市景観条例・白河市立図書館条例です。

単行議案は、不動産の取得について(国指定史跡及び名勝「南湖公園」の保存及び活用に供するため、当該用地の取得)及び市道路線の認定についての2件です。

平成22年度12月補正予算は次のとおりです。

一般会計の主な内容は、障がい福祉サービス支給事業2894万4000円は、利用者及び利用日数の増加による増額。子ども手当支給事業1307万8000円は支給件数・支給額の増加による増額。こども医療助成事業3003万3000円は支給件数・支給額の増加による増額。生活保護扶助費2893万3000円は生活保護世帯の増加に

よる増額。予防接種事業1635万8000円は日本脳炎及びインフルエンザ予防接種における、制度の変更等による接種者の増加に伴う予防接種委託料の増。重点分野雇用創出事業95万6000円は、生活排水処理状況を調査し、その情報を基に生活排水処理の適正化を図る(381万2000円)、空き店舗を活用して将棋やカラオケなどのできる市民交流施設を整備し、市街地の活性化を図る(392万1000円)及び新メニューの開発、飲食店情報をまとめる(17万3000円)。中心市街地活性化事業中885万3000円は、中心市街地活性化計画の「中町蔵活用事業」における施設整備のうち、公衆トイレ及びポケットパークの整備に対する補助。道路維持管理費6893万8000円は、老朽化した側溝、傷んだ舗装の整備を実施し、市民生活の安全を確保する。道路新設改良(補助)事業6189万7000円は、夏梨関辺線測量設計法面工3000万円、白河駅白坂線測量設計法面工3175万7000円。景観形

成事業84万6000円は、白河駅前交番を移転・新築する基本設計を行う。城山公園施設改修事業76万9000円は、城山公園を観光資源として内容の充実を図るため、二の丸休憩所を地元特産品等の総合売店としての機能強化とお茶や菓子などの喫茶サービスができる茶屋風休憩所への改修事業を実施する。文化財保護費2918万6000円は、小峰城跡土地公有化事業。しらすかの森スポーツ公園施設改修事業552万6000円は、テニスコート人工芝張り替え工事。給与改定等に伴う人件費等の整理▲2091万9000円。

特別会計補正予算の概要であります。国民健康保険特別会計3063万6000円の増額で、返納金2303万1000円や予備費841万1000円、人件費の整理で▲80万6000円。介護保険特別会計1億6399万2000円の増額で、介護給付費1億6310万円など、公共下水道事業特別会計2623万9000円の増額で、修繕費150万円、管渠事業費2641万

2000円の増額、人件費の整理▲67万3000円。農業集落排水事業特別会計2億764万2000円の増額で、白河北部地区事業費1億2925万8000円、泉岡地区事業費8650万6000円、金山地区事業費は▲806万円、人件費の整理▲6万2000円。個別排水処理事業特別会計7万5000円の増額で、浄化槽プラー修繕10万5000円、人件費の整理▲3万円。簡易水道事業特別会計は、測量設計等委託料220万円の増額。水道事業特別会計は、人件費の整理で▲115万3000円。

16日の最終日、人事案件3件、一般会計12月追加補正予算1件の議案が追加され、それぞれ同意・可決されました。

一般会計12月追加補正予算は4億1267万8000円で、財政調整基金積立金1億3000万円。道路新設改良事業7865万円(交付金)は、八竜神形見線、金勝寺大谷地線、大信147号線。街路事業2億360万円は、道場小路金勝寺線、西郷搦目線登町工区、同結城工区などの事業です。

### 白河市産業プラザ条例

本条例は、中小企業者等に対する経営支援及び技術者の育成並びに起業家の育成を行う拠点施設として、産業プラザを設置するため制定するものです。

産業支援センターは、市内道場小路(新図書館内)に、人材育成センターは、市内中田(現職業訓練センター)に設置されます。

産業プラザで実施する事業は、産業支援センターで行う事業と、人材育成センターで行う事業の2種類に分類されます。また、休館日や利用時間に多少の違いがありますので、確認の上ご利用ください。

使用料は、起業支援室使用料A・Bとも1室1月2万2800円となり、1月未満の場合は日割り計算します。人材育成センター使用料は、各施設や使用時間3区分ですので、ご確認ください。

### 白河市景観条例

本条例は、景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要な事項を

定め、自然及び歴史的環境と調和した個性的ですぐれた景観をつくり、守り、育てることによって、親しみと愛着と誇りのある「ふるさと白河」を創造することを目的としています。

これに関連して、現在進行している歴史的風致維持向上計画は、法定協議会が活発な協議を展開しており、本市の景観保全推進に対し、全国から注目をされています。

現在、東北地方においては、弘前市に次ぎ2例目であり、県内では初となる国の認定を目指しています。

また、本条例第4章において、15名以内で景観審議会が設置され、2年間の任期の中で、市長の諮問に応じ、景観の形成に関する事項を調査審議されます。

### 白河市立図書館条例

白河地区新図書館の完成移転に伴い、図書館の設置及び管理に関する事項について整備するため、この条例を制定するものです。

新図書館は、市内道場小路96-5、表郷図書館は金山字

長者久保2、大信図書館は町屋字沢田25、東図書館は東釜子字狐内47の位置とします。また、開館や休館は教育委員

会規則により定めています。その中で、施設使用料は次のようになっています。

白河市立図書館・地域交流会議室使用料

利用区分 利用施設	利用者	入場料の徴収の有無	使用料 (1室1時間あたり)
小会議室 (1.2.3.)	市内	入場料を徴収しない場合	500円
		入場料を徴収する場合	1,000円
	その他	入場料を徴収しない場合	1,500円
		入場料を徴収する場合	2,000円
中会議室 (1.2.3.)	市内	入場料を徴収しない場合	1,000円
		入場料を徴収する場合	2,000円
	その他	入場料を徴収しない場合	2,000円
		入場料を徴収する場合	4,000円

※この表において市内とは、市民(個人及び団体)及び市内企業、商店等に勤務する者をいい、「その他」とはそれ以外の者をいう。